

答申第 877 号

諮問第 1557 号

件名：非違行為に関する速報等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分のうち審査請求の対象となった部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 10 月 13 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 26 日付けで行った一部開示決定の取消しを求める（生年月日を除く。）というものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

処分庁の、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由は、行政文書一部開示決定通知書に記載されている。

処分庁が、開示した文書には、学校名、校長名が明らかにされていた。

また、当該教員の職、養護教諭ということが明らかにされている。

さらに年齢も明らかにされている。

審査請求人は、生年月日の、開示は求めない。

処分庁が、一部開示で、明らかにしている、学校名、及び養護教諭、ということと、2016（平成 28）・2017（平成 29）年度の特定の小学校の学校経営案から、職員氏名が明らかになる。

本件請求では、少なくとも、職員氏名は、黒塗りにする理由にはならない。また 6 か月の停職処分ということからすると、氏名の公表は避けられないといえる。同日発表の、戒告処分を受けた、職員の氏名は明らかにされている。その他の内容については、具体的な、処分庁の説明を見て反論する。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 弁明書は行政文書一部開示決定通知書にある、処分庁が開示しない

とした理由等について、記載してあるに過ぎないといえる。

- (イ) また、開示しないこと、およびその内容について、再度記述しているといえる。
- (ウ) また、開示しないことの根拠として引用されている、条例について、その条例に該当する、しないという判断等の説明について、行政文書一部開示決定通知書の、開示しないとしている理由の範囲内としか言いようがない。
- (エ) あえて、処分庁の新しい主張とするなら、弁明書の「審査請求人の主張について」であるが、事実誤認もはなはだしい。あえて、誤った解釈により、事実を捻じ曲げて、請求人の主張を「氏名が明らかになっているということはできない」という主張を処分庁はしている。
- (オ) 休暇等に関する情報に関して、処分庁は、自ら公開したことについての言い訳をしている。

確かに、職務中の非違行為であったのかどうかということを含めて、公表するとなると、休暇等についても一緒に公開することになるといえる。

あえて、名前を公表しないことを前提として、公開しているということの、主旨が理解できない。請求人の、求めるものは、情報は、原則公開すべきである。

- (カ) なお、弁明書の「審査請求人に既に全部を開示しているところである。」という記載について、具体的には、何を云いたいのか理解できないということを、述べておく。できるなら再度説明を求めるものである。
- (キ) 処分庁が、「氏名は明らかにしていない」ということについて、審査請求人の、説明が不足していたかも知れないが、学校経営案（公表されている）、および、今回公表された、学校名、養護教諭、ということから、明らかになる、ということである。審査請求書を読んでもらえたら、理解できたといえる。
- (ク) 個人に関する情報ということなら、職務中でないことなら、すべて公開しないということになる。まず処分をされた、職員の関係者、もしくは勤務している関係者は、処分庁によって公開された段階で知られることになる。処分庁は、自らの主張と矛盾することを述べているといえる。
- (ケ) 開示しないことの理由、個人の権利利益を害するということについて、具体的に、どのような権利利益を害するのか、説明がなされることが求められる。処分庁が一部でも開示しないということなら説明責任は処分庁にあるからである。

害するとする、具体的説明がないと反論も、理解もできないということである。同様に支障を及ぼすおそれがあるということについても

説明がなされていない。

- (コ) 権利、競争上…利益を害するというについても、説明が不明である。その説明がないと反論もできないし、説明責任は処分庁にある。

説明がなされないままの、(一部も)不開示は違法である。

- (サ) 別件ではあるが、生年月日については、なぜ記載しているのか(されているのか)理解できない。情報公開法、の趣旨、および、まさに、個人情報保護という視点からも、再考をしてもらいたいということを述べておく。

- (シ) 審査請求人の主張に対して、処分庁は、明確に説明をする義務があるということを認識して、再度弁明されることを求めるものである。自らの言い訳とともられる弁明でなく、開示請求者の疑問に答えるという視点での弁明を求めるものである。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

これは、事案が職員の万引きで、この人は、小学校の養護教諭と書いてあったと記憶している。そこまで書いてあって、さらにその人の事情も開示の中身では若干書いてあったような気がしている。この年齢でそれほど高くないものを、出産休暇中と書いてあるので、そういう人がこの行為を行ったということは、勝手に判断したのだが、もしかして精神的に不安定であったのではないだろうかと思っている。

この人の場合、なぜこんなに学校名や養護教諭というようなものまで公表したのだろうかということを非常に疑問に思っている。

本件については、本当は一切不開示でなければいけなかったのではないのかというようなことを、公開請求をしている側として反するわけだが、思った。

精神的状況が不安定であったという場合は、行政として公表できることなのかということを最初に言いたい。

学校名が分かって、職名も分かっている。これは他の職、教諭だったら、教諭で産休ということであれば、若干絞り方が難しいが、学校と養護教諭と万引きが公表されたら、知っている人はすぐ分かると思う。例えば学校の関係者、保護者、生徒、それらにはある程度は分かると思う。なぜかというと、年度初めに校長がその学校の人事について保護者が来ている前で、多分口頭で紹介しているからである。そうすれば、私には公開しないと言うが、一応事実としては公開されている。

そうすると、養護教諭、高校は二人いる場合もあるかもしれないけど、大体一人だと思っているが、それからしたら、ほぼ自分が知られたくない学校・地域、それぞれの人たちに全て分かってしまうので、日頃処分庁が本人の利益にどうのこうのというふうに強調することに関して、全く反することだということも言える。ただ知りたいから教えろというよ

うに請求者の側が言っても、この人は知られて、あそこの人かとか、あの先生かとか、あの子供の母親だとか、そういうのがしばらく続いていくことになるということを思うと、冒頭で言ったように、これは取って金もうけしようという確信犯ではないと思ったので、公開してよかったのかというようなことを思っている。

しかし、公開されている部分からすれば、分かることをなぜ隠すのかということ、最初の意見と反することであるが、手続的な面で申し上げる。

だから、どのような処分だとどう公開するという基準があると聞いてはいるが、今回なぜ、学校名や養護教諭というふうに書かれれば本人が特定できるので、そういうのを出したのだろうか。誰がこの判断をしたのかというようなことを思っているし、それを受け継いで今回の情報公開請求に対して出された文書を見ていると、あえてこういうふうに出されていることに対して疑問を持たざるを得ない。

だから、なぜそうなったかという、条例、内部規程等の内容に関して、矛盾というのか、未整備の部分があって、このような形の一部公開がなされたのではないのか。どこに立って、何をどうするのが明らかになされない以上は、行政文書は全て公開原則にしてほしいということと言わざるを得ない。もしそれが嫌だということになれば、行政が作成する文書及び記者発表等をするときには、公表とはどういうことかということと、自分たちが作成する文書の関連性をきちとした上で、そういう見直しをした上で、今後は対応してほしいと思っている。それがなければ情報公開を請求する側は、公開を優先してほしいと言わざるを得ないし、今回のような矛盾が出てくるし、今回の件では養護教諭の名前が公開されたも等しい状態だと認識している。それでも、なおかつ、公開してもらった方がいいのか、してもらわない方がいいのか、悩めるところである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 29 年 10 月 12 日付けで県教育委員会が懲戒処分とした職員（以下「A 職員」という。）の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書であって、その一部を不開示としたものである。

ア 文書 1「非違行為に関する速報（平成 29 年 8 月 21 日付け）」

当該文書は、発生した非違行為について、A 職員の所属校の校長及び教頭が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で市教育委員会に報告し、市教育委員会が県教育委員会教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を経由し、県教育委員会に提出したものである。

当該文書には、A 職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、作成者、非違行為の内容等が記載されている。

イ 文書 2「教員の非違行為について（報告）（平成 29 年 9 月 4 日付け）」

当該文書は、非違行為に関する速報を提出した後、A 職員の所属の校長が改めて調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、市教育委員会に報告し、市教育委員会が県教育事務所を経由し、県教育委員会に提出したものであり、県教育事務所長、市教育委員会及び小学校長からの送付文、非違行為報告書、A 職員の申立書並びに校長の意見書で構成されている。

当該文書のうち、非違行為報告書には、作成者、A 職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生場所、概要（A 職員の家族等に関する情報を含む。）、相手の状況及び事後措置が、A 職員の申立書には、A 職員の申立てが、校長の意見書には、校長の所属、氏名及び印影、校長の意見等が記載されている。

ウ 文書 3「審査表（平成 29 年 9 月 25 日付け）」

当該文書は、処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生日月、発生場所、審査対象者の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、規律違反と認められる内容、事務局処分案、人事考査委員会の所見等が記載されている。

エ 文書 4「教員の処分について（平成 29 年 10 月 6 日起案）」

当該文書は、県教育委員会の職員が A 職員の処分内容を決定するために起案したものであり、起案文、辞令案、処分事由説明書案、県教育事務所長宛て通知案、県教育事務所長からの副申、市教育委員会からの内申及び市教育委員会の意見書で構成されている。

当該文書のうち、起案文には起案者氏名、題名、決裁者等の印、伺い文等が、辞令案には A 職員の所属、職名及び氏名、発令事項等が、処分事由説明書案には A 職員の所属、職名及び氏名、処分内容、処分理由等が、通知案には標題、通知内容等が、副申には標題、県教育事務所長の意見等が、内申には標題、A 職員の所属、職名及び氏名、市教育委員会が適当と考える処分内容等が、市教育委員会の意見書には A 職員の所属、職名及び氏名、市教育委員会の意見等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

審査請求人は、審査請求書において、「生年月日以外は、全面的に公開するとの裁決を求める。」と記載しているため、A 職員及び校長の生年月日を除いた部分について、不開示とした理由を述べる。

ア 本件事案は、A 職員による万引き事案で、県教育委員会が定める「懲戒処分の公表基準」に基づき、A 職員の所属名、職名等を公表したもの

である。なお、当該基準により、免職、停職、減給及び戒告の懲戒処分を行ったときには、原則として所属名、職名・職級、年齢・性別、処分内容、処分理由及び処分年月日を公表することとしている。

本件行政文書のうち、今回開示しないこととした A 職員の氏名及び A 職員の家族等に関する情報（以下「A 職員の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ A 職員の申立書及び校長の意見（以下「申立書等」という。）には、個人の心情等が詳細に記載されており、個人の人格的な権利侵害等に関する情報が含まれることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ A 職員の氏名等及び申立書等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、同号ただし書イには該当しない。

また、被処分者である A 職員は公務員であるが、処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

エ 以上のことから、A 職員の氏名等及び申立書等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア スーパーの名称及び住所は、開示することになると万引きという犯罪行為が行われたスーパーであることが分かってしまい、不適切な印象を与えるおそれがある。よって、公にすることにより健全で適正な事業活動の自由が損なわれるおそれがあり、ひいては正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

また、今回不開示としたスーパーの名称及び住所は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当しないため、条例第 7 条第 3 号ただし書には該当しない。

イ したがって、スーパーの名称及び住所は、条例第 7 条第 3 号イに該当

する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 申立書等は、県教育委員会の任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であり、処分経過が分かる内容が記載された部分、県教育事務所長の意見及び市教育委員会の意見（以下「処分経過が分かる内容が記載された部分等」という。）は、処分内容を決定するための審議、検討に関する情報であって、これらを公にすることが前提となれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識した記述をするおそれがある。

よって、これらを公にすれば、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分等は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書において、「学校経営案から、職員氏名が明らかにになる。」と氏名を公表すべき旨の主張をしている。

確かに市町村立小中学校等では、学校ごとに学校経営案という文書を作成している。

しかし、学校経営案は、校長がその年度の学校経営の計画を教職員に示すために作成するものであり、外部への公表を目的とするものではない上、学校経営案には当該年度における 5 月 1 日時点の状況が記載されているにすぎず、非違行為が発生した日時点における市町村立小中学校の事実関係を正確に反映しているとまではいえないことから、学校経営案の記載によって、氏名が明らかになっていることはできない。

イ さらに、本件事案については県教育委員会が平成 29 年 10 月 12 日付けで記者発表を行っている事案であり、その中で、A 職員の状況について、氏名を公にしないことを前提として「(当時：産休中、現在：育休中)」として休暇等に関する情報を公表している。

誰がいつどのような休暇を取得した、という職員の休暇等に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第 7 条第 2 号本文に該当する情報である。

A 職員の氏名を公にすると、記者発表資料と照合することにより、A 職員の個人に関する情報である休暇等に関する情報も公にしまうことになる。

なお、平成 29 年 10 月 12 日付け記者発表の文書については、本件開示請求に対して別途行った開示決定処分（平成 29 年 10 月 26 日付け 29 教職第 679-1 号）により審査請求人に既に全部を開示しているところである。

ウ また、審査請求書において、「同日発表の、戒告処分を受けた、職員の氏名は明らかにされている。」とも主張している。しかし、平成 29 年 10 月 12 日付け記者発表の文書において、戒告となった職員について、職名は明らかにしているが、氏名は明らかにしていない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、A 職員の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書である。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、その構成及び内訳は別表の 1 欄及び 2 欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分を同欄に掲げるとおり条例第 7 条第 2 号、第 3 号イ及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

なお、審査請求人は、審査請求の趣旨として、生年月日以外の開示を求める旨を主張している。したがって、本件審査請求の対象となる部分は、別表の 3 欄に掲げる部分のうち A 職員及び校長の生年月日以外の部分、すなわち A 職員の氏名等、申立書等、スーパーの名称及び住所並びに処分経過が分かる内容が記載された部分等であると解されることから、以下、これらの部分の不開示情報該当性について判断する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録さ

れた行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

- イ 申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分等を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったり、どのような事実を規律違反行為として認定したか判明することにより処分の決定過程が判明したりするおそれがある。その結果、県教育委員会における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分等は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

- ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、A 職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

- イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、A 職員の氏名等には、A 職員の氏名及び家族の状況が分かる内容が記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

また、申立書等には、A 職員自身の心情、非違行為の事実経過等が詳細に記載されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、A 職員の氏名等及び申立書等は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ(ア) 条例第 7 条第 2 号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には、積極的に公表が行われる場合のほか、県民等の求めに応じて提供する取扱いがされている場合を含むと解される。

当審査会において実施機関から提出された A 職員の処分に係る記者発表資料を見分したところ、実施機関が定める「懲戒処分の公表基準」にのっとり、所属名、職名、処分内容、処分理由及び処分年月日については公表されているが、A 職員の氏名については公表されていないことが認められた。

A 職員の氏名について、実施機関は公表しておらず、また、県民等の求めに応じて提供する取扱いも認められないことから、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

また、A 職員の家族等に関する情報及び申立書等についても、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

したがって、A 職員の氏名等及び申立書等は、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

(イ) また、A 職員は公務員であるが、処分を受けたことは、A 職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。校長の意見については、A 職員の非違行為についての意見であり、A 職員の個人に関する情報であると認められ、A 職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。したがって、A 職員の氏名等及び申立書等は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、A 職員の氏名等及び申立書等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上により、A 職員の氏名等及び申立書等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

オ 処分経過が分かる内容が記載された部分等は、前記(3)で述べたとおり、条例第 7 条第 6 号に該当することから、同条第 2 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ

ウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、スーパーの名称及び住所が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ スーパーの名称及び住所を公にした場合には、万引きという犯罪行為が行われたスーパーであることが明らかになり、そのことは通常、スーパーが公にすることのない情報であると認められることから、当該スーパーの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、スーパーの名称及び住所は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、学校名、職及び年齢が明らかにされており、所属校の学校経営案から A 職員の氏名が明らかになると主張している。

しかしながら、A 職員の氏名は、前記(4)で既に述べたように、実施機関は公表しておらず、また、県民等の求めに応じて提供する取扱いも認められないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当せず、同号の不開示情報に該当するものである。

イ 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 内訳	3 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
文書 1 非違行為に関する速報(平成 29 年 8 月 21 日付け)		・ A 職員の氏名及び生年月日	第 7 条第 2 号
		・ スーパーの名称及び住所	第 7 条第 3 号イ
文書 2 教員の非違行為について(報告)(尾張教育事務所長送付文) 非違行為について(報告)(春日井市教育委員会送付文) 教職員の非違行為について(報告)(小学校長送付文) 非違行為報告書 A 職員の申立書 校長の意見書	教員の非違行為について(報告)(尾張教育事務所長送付文)	なし	
	非違行為について(報告)(春日井市教育委員会送付文)	なし	
	教職員の非違行為について(報告)(小学校長送付文)	なし	
	非違行為報告書	・ A 職員の氏名及び生年月日	第 7 条第 2 号
		・ A 職員の家族等に関する情報	
	・ スーパーの名称及び住所		第 7 条第 3 号イ
文書 3 審査表(平成 29 年 9 月 25 日付け)		・ A 職員の氏名及び生年月日	第 7 条第 2 号
		・ 校長の生年月日	
		・ スーパーの名称及び住所	第 7 条第 3 号イ
		・ 処分経過が分かる内容が記載された部分	第 7 条第 2 号及び第 6 号
文書 4 教員の処分について(平成 29 年 10 月)	起案文	・ 処分経過が分かる内容が記載された部分	第 7 条第 2 号及び第 6 号

6 日起案)	辞令案	・ A 職員の氏名	第 7 条第 2 号
	処分事由説明書案	・ A 職員の氏名	第 7 条第 2 号
		・ スーパーの名称	第 7 条第 3 号イ
	教員の処分について (通知) 案	・ A 職員の氏名	第 7 条第 2 号
	教員の処分について (副申) (尾張教育 事務所長送付文)	・ 県教育事務所長の 意見	第 7 条第 2 号及 び第 6 号
	教員の処分について (内申) (春日井市 教育委員会送付文)	・ A 職員の氏名	第 7 条第 2 号
		・ 市教育委員会の意 見	第 7 条第 2 号及 び第 6 号
	意見書	・ A 職員の氏名	第 7 条第 2 号
		・ 市教育委員会の意 見	第 7 条第 2 号及 び第 6 号

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 5. 7	諮問（弁明書の写しを添付）
30. 6. 11	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 6. 26 (第 552 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
30. 7. 25 (第 554 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
30. 9. 10 (第 556 回審査会)	審議
30. 10. 5	答申